

大井上水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日
大井上水道企業団

大井上水道企業団における特定事業主行動計画（以下、「本計画」という。）は、平成 27 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）を受け、策定する特定事業主行動計画である。

本計画の推進により、女性職員の誰もが仕事と家庭生活の両立を充実させ、意欲と能力を発揮し、働くことへのやりがいを感じながら働くことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

※本計画は、女性活躍推進法第 19 条の規定に基づき、策定する特定事業主行動計画である

1. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

2. 女性の職業生活における活躍の推進に向けた体制整備等

大井上水道企業団では、組織全体で継続的に職業生活における女性職員の活躍の推進を進めるため、女性活躍推進法第 2 条及び第 3 条の規定に基づき、状況把握→分析→改善し、課題の重要性の順に、目標を設定するとともに、必要に応じて本計画の策定、変更、実施状況の点検及び評価等について協議をおこなう。

3. 目標、課題と取組

本計画期間において、状況把握、分析及び改善すべき課題の順に設定した目標は次のとおりとする。

(1) 目標

項目	目標	公表方法
採用した職員に占める女性職員の割合	現状把握し改善に努める	計画期間の実績を男女別に記載する
職員に占める女性職員の割合	男女とも大きな乖離がないように努める	計画期間の実績を男女別に記載する
平均継続勤務年数の男女の差異	男女とも大きな乖離がないように努める	計画期間の実績を男女別に記載する
男女別の育児休業取得率	男性の育児休業取得の向上に努める	計画期間の実績を男女別に記載する

(2) 改善すべき課題

- ① 採用者に占める女性の割合を改善する。
- ② 男女を問わず育児に参加できる制度の周知と制度活用に職場環境を整える。
- ③ 職場生活における女性職員の活躍に向けた、職員の意識改善のための情報収集と職員教育の実施に努める。

(3) 目標を達成するための取組

- ① 採用に占める女性職員の割合を改善するため、まず採用試験の受験者に占める女性の割合が増えるよう、募集時女性が活躍できる業務内容などを記載し、女性も働きやすい職番環境（離職率（継続勤務年数）、昇給昇給や有給取得に男女差がないこと。）である事のアピールをする。
- ② 仕事と家庭の両立支援のために、「育児休業や配偶者出産休暇」及び「育児参加のための休暇」の取得率を上げるよう、そらの休暇制度を周知し、対象者には年次有給休暇とは別に、育児参加という目的を意識したモデルケースとして、休暇取得をさせ、職員及び職場の意識改革をすすめる。
- ③ 職員の意識改善のため、厚生労働省、人事院、労働局などのホームページから関連した具体例として、雇用に関する先進事例や同規模、同業種の取組事例を職員に文書回覧し、企業団の状況と今後の意識改善を図るとともに、職員教育として、労働局や町村会の研修・教育セミナーへの参加を図る。

4. 特定事業主行動計画に係る事項の公表方法

- 3.(1)で定めた目標項目について、計画期間の男女別比較を記載し、年1回ホームページにて公表する。